

2022年日本ラリー選手権規定

下線部分:変更箇所

| 2022年規定   |   | 2021年規定  |   |      |                      |  |  |             |   |      |                      |
|---|---|--|---|------|----------------------|--|--|-------------|---|------|----------------------|
| <b>第1章 総 則</b>  |   | <b>第1章 総 則</b>   |   |      |                      |  |  |             |   |      |                      |
| <p><b>第1条</b> (略)</p> <p><b>第2条 日本ラリー選手権の区分</b><br/>本選手権は次の通り区分し、それぞれに部門を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (略)</li> <li>2. 地方ラリー選手権 (以下「地方選手権」という。)<br/>ドライバー部門、<u>コ・ドライバー部門</u></li> </ol>  |   | <p><b>第1条</b> (略)</p> <p><b>第2条 日本ラリー選手権の区分</b><br/>本選手権は次の通り区分し、それぞれに部門を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (略)</li> <li>2. 地方ラリー選手権 (以下「地方選手権」という。)<br/>ドライバー部門、<u>ナビゲーター (ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。)</u> 部門</li> </ol>  |   |      |                      |  |  |             |   |      |                      |
| <p><b>第3条～第5条</b> (略)</p>   |   | <p><b>第3条～第5条</b> (略)</p>  |   |      |                      |  |  |             |   |      |                      |
| <b>第2章 全日本選手権</b>   |   | <b>第2章 全日本選手権</b>  |   |      |                      |  |  |             |   |      |                      |
| <p><b>第6条</b> (略)</p> <p><b>第7条 参加車両</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、4点式以上のFIA公認安全ベルトを装備していること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>RRN</u> :<br/>ラリーRRN車両</li> <li>2) <u>RJ</u> :<br/>ラリーRJ車両</li> <li>3) ~ 4) (略)</li> </ol> </li> <li>2. <u>RRNを除くFIA公認車両</u></li> </ol> |   | <p><b>第6条</b> (略)</p> <p><b>第7条 参加車両</b></p> <p>当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、4点式以上のFIA公認安全ベルトを装備していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>R</u> :<br/>ラリーR車両</li> <li>2. <u>RJ</u> :<br/>ラリーRJ車両。<u>自動車製造者が当該車両 (同一車両型式) の生産を中止 (終了) した10年後の当該年末まで資格を有する。</u></li> <li>3. ~ 4. (略)</li> </ol> |   |      |                      |  |  |             |   |      |                      |
| <p><b>第8条 クラス区分</b><br/>参加車両は下表の通りクラス区分される。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">クラス6 (JN-6)</td> <td>気筒容積が1500cc以下のRPN (ATに限定) およびAE (気筒容積別区分なし)</td> </tr> <tr> <td>クラス5</td> <td>気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN</td> </tr> </table>  |   | クラス6 (JN-6)  | 気筒容積が1500cc以下のRPN (ATに限定) およびAE (気筒容積別区分なし) | クラス5 | 気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN | <p><b>第8条 クラス区分</b><br/>参加車両は下表の通りクラス区分される。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">クラス6 (JN-6)</td> <td>気筒容積が1500cc以下のRPN (ATに限定) およびAE (気筒容積別区分なし)</td> </tr> <tr> <td>クラス5</td> <td>気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN</td> </tr> </table> |  | クラス6 (JN-6) | 気筒容積が1500cc以下のRPN (ATに限定) およびAE (気筒容積別区分なし) | クラス5 | 気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN |
| クラス6 (JN-6)   | 気筒容積が1500cc以下のRPN (ATに限定) およびAE (気筒容積別区分なし) |  |   |      |                      |  |  |             |   |      |                      |
| クラス5  | 気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN                        |  |   |      |                      |  |  |             |   |      |                      |
| クラス6 (JN-6)   | 気筒容積が1500cc以下のRPN (ATに限定) およびAE (気筒容積別区分なし) |  |   |      |                      |  |  |             |   |      |                      |
| クラス5  | 気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN                        |  |   |      |                      |  |  |             |   |      |                      |

|                |  |
|----------------|--|
| (JN-5)         |  |
| クラス4<br>(JN-4) | 気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の前輪駆動および4輪駆動のR J、R P N           |
| クラス3<br>(JN-3) | 気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の後輪駆動のR J、R P N                  |
| クラス2<br>(JN-2) | 気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のR Jおよび2輪駆動のR R N                   |
| クラス1<br>(JN-1) | 気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のR J、4輪駆動のR R NおよびR R Nを除くF I A公認車両 |

クラス1 (JN-1) については車両性能均等化のため、性能調整を実施する場合がある。調整内容については2022年全日本ラリー選手権統一規則で示すこととする。

※2023年以降は全般的にクラスの見直しを実施する。

第9条～第11条 (略)

### 第3章 地方選手権

#### 第12条 競技距離および走行距離

1. 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。ただし、J A Fが特に認めた場合はこの限りではない。
2. スペシャルステージの総走行距離は、特別規則書で定めること。
3. やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、それまでに終了したスペシャルステージの総距離が当初の設定距離の60%を超えており、かつ競技会審査委員会が適当と認めた場合、当該競技会は選手権として成立したものとする。

#### 第13条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるR R N車両、R J車両、R P N車両、R F車両またはA E車両とする。

ただし、R F車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第4章第6条に従うこ

|                |  |
|----------------|--|
| (JN-5)         |  |
| クラス4<br>(JN-4) | 気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の前輪駆動および4輪駆動のR J、R P N |
| クラス3<br>(JN-3) | 気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の後輪駆動のR J、R P N        |
| クラス2<br>(JN-2) | 気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のR Jおよび2輪駆動のR             |
| クラス1<br>(JN-1) | 気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のR J、4輪駆動のR               |

第9条第～第11条 (略)

### 第3章 地方選手権

#### 第12条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるR車両、R J車両、R P N車両、R F車両またはA E車両とする。

ただし、R F車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJ

と。

なお、過給器付車両のエアリストリクター、RPN車両の年次制限の設定、および車両に装着するホイールのサイズについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. ～3. (略)
4. 当該年の国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条6.1)、第4章第6条6.1)、第5章第7条7.1)および第6章第7条7.1)に規定されたホイールの最大値(直径および幅)以外の最大値を設定すること。

第14条～第15条 (略)

第16条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびコ・ドライバーに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

| 順位 | 1位  | 2位  | 3位  | 4位  | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 得点 | 20点 | 15点 | 12点 | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 3点 |

2. (略)

#### 第4章 一般規定

第17条～第22条 (略)

#### 第5章 規則の施行

第23条 (略)

第24条 本規定の施行

本規定は、2022年1月1日から施行する。

以上

A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクター、RPN車両の年次制限の設定、および車両に装着するホイールのサイズについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. ～3. (略)
4. 当該年の国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条6.1)、第4章第7条7.1)および第5章第7条7.1)に規定されたホイールの最大値(直径および幅)以外の最大値を設定すること。

第13条～第14条 (略)

第15条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

| 順位 | 1位  | 2位  | 3位  | 4位  | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 得点 | 20点 | 15点 | 12点 | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 3点 |

2. (略)

#### 第4章 一般規定

第16条～第21条 (略)

#### 第5章 規則の施行

第22条 (略)

第23条 本規定の施行

本規定は、2021年1月1日から施行する。

以上